

相模原福祉オンブズマンネットワーク（ネットさがみはら）規約

第1章 総 則

（目的）

第1条 「相模原福祉オンブズマンネットワーク」は、相模原市の福祉サービス利用者の権利擁護と提供する福祉サービスの向上を目的とする。

（名称）

第2条 この会は、相模原福祉オンブズマンネットワーク(以下「本会」という。)と称する。ただし略称として「ネットさがみはら」を使用する。

（事業）

第3条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) オンブズマンによる相談事業
- (2) 権利擁護啓発の推進事業
- (3) 研修会開催の企画事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

（機関）

第4条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) オンブズマン会議
- (4) 事業所会議
- (5) 協力員会議

第2章 会 員

（種別）

第5条 会員は次の5種とする。

- (1) 事業所会員 相模原市内にある社会福祉事業にかかわる事業所
- (2) オンブズマン 運営委員会でオンブズマンとして承認を受けた個人
- (3) 団体会員 相模原市内にある社会福祉団体
- (4) 個人会員 相模原市内で福祉サービスを利用する個人
- (5) 賛助会員 本会の目的に賛同し、事業を支援する個人及び団体

（加入）

第6条 会員になろうとするものは本会が定める入会申込書を提出し、運営委員会の承認を受けるものとする。

（会費）

第7条 オンブズマンを除く会員は、以下に定める年会費を納入する。

- | | | |
|-----------|---------|-----------|
| (1) 事業所会員 | | 120,000 円 |
| (2) 団体会員 | 101 名以上 | 100,000 円 |
| | 100 名以下 | 50,000 円 |
| (3) 個人会員 | 1 名につき | 1,500 円 |
| (4) 賛助会員 | 1 口 | 10,000 円 |

ただし(1)(2)の会員が年の途中に入会したときは月割りで算出する。

(退会)

第8条 会員は、退会届けを運営委員会に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第9条 会員が本規約等に重大な違反をしたとき、または本会の秩序を著しく乱したときは、総会において3分の2以上の賛成により除名することができる。

(年会費等の不返還)

第10条 会員が既に納入した年会費およびその他の拠出金品は返還しない。

第3章 運営委員

(運営委員)

第11条 本会に役員として運営委員をおき、事業所会員から6名、協力員から2名、オンブズマンから2名を選出する。

(選出)

第12条 運営委員のうち1名を委員長、1名を副委員長とする。

2 委員長及び副委員長は、運営委員の互選とし、総会で承認を得ることとする。

(職務)

第13条 委員長は、本会を代表し、その事業を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 運営委員は運営委員会を構成し、事業の執行を決定する。

(任期)

第14条 運営委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。補欠により選任された委員は、前任者の残任期間とする。

第4章 総会

(種別・開催)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回開催し、委員長が招集する。

3 臨時総会は、必要に応じ委員長が招集する。

4 総会は、会員総数の2分の1以上の出席をもって成立する。

(構成)

第16条 総会は、第5条の定める(1)~(4)の会員をもって構成する。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会に出席した会員から選出する。

(議決事項)

第18条 総会は、次の事項を議決する。

(1)規約の改正

(2)事業計画及び収支予算

(3)事業報告及び収支決算

(4)委員長、副委員長の承認

(5)監事の選任

(6)会員の除名

(7)その他、本会の運営に関する重要事項

(議決)

第19条 総会の議事は、出席会員の2分の1以上をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし規約の改正、会員の除名、本会の解散に関することは、出席会員の3分の2以上の賛成により決定する。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、議決権を委員長または指名する代理人に委任することができる。この場合において、前項については、出席したものとみなす。

第5章 運営委員会

(構成)

第20条 運営委員会は、運営委員によって構成され、年6回以上開催し、委員長が招集する。

(審議内容)

第21条 運営委員会は、次の事項を審議する。

- (1)事業計画および収支予算(案)の作成
- (2)事業報告および収支決算(案)の作成
- (3)規約の改正(案)の作成
- (4)要綱等の作成、改正
- (5)新規会員の承認
- (6)会員の除名の発案
- (7)セミナー・イベント等の計画
- (8)行政への提言
- (9)その他、本会運営に関わる業務

(議決)

第22条 運営委員会は、委員の4分の3以上の出席で成立し、出席者の過半数をもって決する。ただし、軽易な業務は、委員長が専決することができる。専決事項については報告案件とし、運営委員会の了承を得ることとする。

第6章 オンブズマン会議

(目的・構成)

第23条 第4条(3)で定めるオンブズマン会議は、利用者の権利を擁護し、さまざまな相談や苦情に対し適切に対処するために設置し、オンブズマン及びスーパーバイズオンブズマンで構成する。

2 第3条(1)で定める事業の詳細及びオンブズマン会議の運営に関して必要な事項は、「オンブズマン相談事業実施要綱」を運営委員会が別に定める。

第7章 事業所会議

(目的・構成)

第24条 第4条(4)で定める事業所会議は、本会の事業を円滑に実施するために設置し、会員事業所の代表等で構成する。

2 運営に関して必要な事項は、「事業所会議運営要綱」を運営委員会が別に定める。

第8章 協力員会議

(目的・構成)

第25条 第4条(5)で定める協力員会議は、オンブズマン相談事業の円滑遂行及び利用者権利擁護推進と福祉サービス向上のために設置し、会員事業所に置かれた協力員により構成する。

2 運営に関して必要な事項は、「協力員会議運営要綱」を運営委員会が別に定める。

第9章 会計及び会務の処理

(経費の支出)

第26条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

(1)年会費

(2)その他の収入

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第28条 本会は、必要な業務を遂行するために事務局を設置する。

2 会計事務については事務局が行う。

(監事)

第29条 監事は、総会において1名を選出する。監事は、会計監査を実施する。

2 監事の任期は1年とする。

第10章 雑則

第30条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附則

この規約は2004年8月4日より施行する。

最初の委員は、設立総会にて選任する。

2006年 6月27日 改正

2009年 5月20日 改正

2010年 3月29日 改正し2010年4月1日から施行する。ただし経過措置として、新たな委員長及び副委員長が2010年度の通常総会において承認されるまでの期間、本会運営は従前の運営委員長及び副運営委員長の責任において成されるものとする。

2012年 5月22日 一部改正

2013年 5月21日 一部改正